

令和 6 年第 6 回 笠間市農業委員会総会会議録

令和 6 年 6 月 28 日 開会
令和 6 年 6 月 28 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 6 年笠間市農業委員会第 6 回定例総会

〔令和 6 年 6 月 2 8 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 8 議案第 6 号 非農地証明願について
日程第 9 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 10 議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 11 議案第 9 号 農業委員会等に関する法律第 23 条による農地利用最適化推進委員の辞任について
日程第 12 報告第 1 号 農地法第 5 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第 13 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 14 報告第 3 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 8 議案第 6 号 非農地証明願について
日程第 9 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について

- 日程第10 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程第11 議案第9号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について
- 日程第10 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
- 日程第11 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

出席委員

2番	高野尚夫君	12番	長谷川隆君
3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君
4番	石川馨君	14番	小沼祐君
5番	伊藤孝洋君	15番	込山祐一君
7番	入江保夫君	16番	大槁正義君
8番	長谷川愛子君	17番	佐藤清章君
9番	國谷博隆君	18番	田山悦子君
10番	菅井亘君	19番	永田良夫君
11番	鶴田英樹君		

欠席委員

1番	塙博光君	6番	柳橋泰君
----	------	----	------

出席説明員

農業委員会事務局長	福島猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務局主任	三次登君

午後1時32分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和6年第6回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員17名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、2番高野尚夫委員並びに3番青木勝照委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号2番について、調査結果を報告いたします。

6月23日、指名調査委員及び推進委員と願出人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間駅から県道145号上吉影岩間線を岩間消防署に向かって1.5キロメートル行ったところの8筆です。

申請地の許可年月日は、令和3年12月27日付です。取消願い理由は、仕事が多忙になり、耕作が困難になったためです。現在の利用状況は、耕作をしておらず、ハンマーナイフ等で草刈りをしています。今後の利用計画は、2筆の土地の一部を資材置場として利用したいとのことです。

よって、以上の調査結果から、許可を取り消すことに間違いなことを御報告いたします。よろしく御審議いただくようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について、原案どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の51から54について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 51番について、調査した結果を報告いたします。

6月22日、指名調査委員2名と現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線才木交差点から北に6キロメートル入った県道61号日立笠間線の道路沿いであります。申請内容は贈与であります。譲渡人は、現在、病弱で農業経営が困難ということで、長年管理しておりました譲渡人の母に譲ることにしました。譲受人は高齢であります。兼業農家で元気に畑作業等は頑張っております。

特に問題点ありません。よろしく審議のほどお願いいたします。

続きまして、52番について、現地調査を行いました結果を報告いたします。

6月22日、指名調査委員2名、申請の代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請地は、議案書に記載のとおりであります。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から北に5キロメートル入り、池野辺公民館からさらに北へ約1.5キロメートルほど入った富士カントリー笠間倶楽部に隣接する山間地であります。申請内容は贈与でございます。譲渡人は遠方に住んでおり、高齢で農業経営が困難であるという点から、長い期間、譲受人に管理を依頼しておりました。譲受人は贈与を受けて農業拡大することになりました。譲受人は、農地管理に必要な農業機械、設備等、そろえております。この点も特に問題点はございません。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 2番。

○2番（高野尚夫君） 53、54について報告したいと思います。

まず、番号53について、調査の結果を報告いたします。

6月22日午前8時15分より、指名調査委員2名、代理人、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旧箱田小学校の東側100メートルぐらいのところでありました。申請事由は、贈与による所有権の移転です。譲受人の申請理由は、これまで耕作してきたので譲り受けたということ。譲渡人の申請理由は、兄に譲渡したいということです。取得後の利用計

画は、引き続き自家用野菜を作付する計画です。隣接状況は、東側宅地、南側田んぼ、西側が畑、北側が道路です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。

その他、関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議いただくようお願いいたします。

続きまして、番号54について、調査の結果報告であります。

6月22日午前7時50分より、指名調査委員2名、代理人、譲受人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地の場所は、国道50号線石井交差点を宇都宮方面へ向かい、約2キロメートル行った右側の高台にありました。申請理由は、贈与による所有権の移転です。譲受人の申請理由は、今も管理しているので、農業経営規模拡大のために譲り受ける。譲渡人の申請理由は、耕作できないので譲渡したい。取得後の利用計画は、自然薯を作付する計画です。隣接状況は、東側畑、南側畑、西側畑、北側が道路です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の55、56及び57について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。
16番。

○16番（大橋正義君） 申請番号55番について報告します。

6月24日、調査員2名と申請人立会いの下、現地調査をしてきました。申請人、申請場所、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、本戸登道大池の東側に行った土地改良の道路沿いの田んぼでした。申請理由は、譲渡人は遠方のため耕作できない。譲受人は、区画整理で1枚の田んぼになっており、今まで耕作していて、当家から買ってほしいと申出があったためです。譲受人は、今まで田んぼを管理していたため、技術、機械などもそろっており、何ら問題ないと思います。

続きまして、申請番号56番について調査結果を報告します。

6月24日、調査委員2名と申請代理人と現地を調査してきました。申請人、申請場所、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、県道42号笠間つくば線のJA常陸笠間農機センターから東へ1キロメートルくらい行ったカントリークラブザ・レイクスのため池の下の隣の田んぼでした。譲渡人は遠方に住んでいて、自分で耕作できないので譲渡したい。譲受人は、今までその管理してきて、自宅のすぐ隣で、農業安定のため申請地を譲り受けたいということです。

農業技術、機械ともに問題なく、周辺への影響も特になく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田良夫君） 7番。

○ 7 番（入江保夫君） 申請番号57番につきまして、御報告いたします。

6月24日に、指名調査委員全員、譲受人、申請代理人立会いの下、現地を確認を行いました。申請場所、地目、面積、申請人は、議案書のとおりです。

現地場所は、国道50号線を福原交差点から県道309号福原停車場線に入り、竹下バス停手前を右折した右側の場所です。権利移転は、有償による所有権の移転です。申請理由としては、譲渡人は農作業が困難になり、隣接にある譲受人に任せたいということです。譲受人は、隣接しており、規模拡大や作業効率を図るという意味で、今回の形になりました。

関係書類も完備されており、現地確認をした結果、特段問題もないことから、許可相当と判断されます。御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の58、59について、議席番号17番、18番より調査報告願います。

17番。

○ 1 7 番（佐藤清章君） 調査番号58、59について、調査の結果を報告いたします。

この2件は隣接した同所にあり、申請人が同一人であるため、一括して報告いたします。

6月24日に、指名調査委員2名と推進委員、譲受人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町のあさひクリニック前信号を南へ300メートルほど進み、左折し、50メートル先を左折、20メートル先を右折して、20メートルほど入った左側です。譲受人は、菜園の規模を拡大するためとしております。譲渡人は、どちらも高齢で、遠方に住み農作業ができないため、耕作地を譲渡したいとのことでした。

畑の耕作については、ネギやサツマイモ等の野菜類の栽培を行う計画ということでございます。農業の規模は、自家用の菜園以外は、近所の方へ菜園として貸しております。耕作用の耕運機も所有しております。

このほか関係書類についても管理されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の60、61について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○ 1 2 番（長谷川 隆君） 番号60について、調査結果を報告します。

6月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線平沢ガソリンスタンドから西に1.5キロメートル、北に200メートルの場所です。譲渡人の申請理由は、耕地管理が困難であるということです。譲受人の申請理由は、営農型太陽光発電所下部の農地の営農を行い、優良農地の保全に努めるという

ことです。

農機具について、トラクター、軽自動車を保有しており、そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださるようお願いいたします。

続いて、61番について、調査結果を報告します。

6月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線平沢石油店から西に1.5キロメートル、北に200メートルです。譲渡人の申請理由は、耕地管理が困難であるためということです。譲受人の申請理由は、営農型太陽光発電所の利用を行う。同じ場所なのですが、発電事業者と営農事業者の業者が変わったということです。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の62、63について、議席番号14番、15番より調査報告願います。

14番。

○14番（小沼 祐君） 申請番号62について、調査結果を報告いたします。

6月25日8時30分より、指名調査委員2名と推進委員、代理人、譲受人、譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、岩間第二小学校入口交差点を北へ400メートル行き、川根橋の手前を左折し、200メートル行ったところを左折し、70メートル右側の水田です。譲受人の申請事由は、茨城県が行う県かんがい排水事業押辺・安居地区揚水機場の用地として譲り渡すために土地の代替地が必要なためです。譲渡人の申請事由は、茨城県が行う県かんがい排水事業押辺・安居地区揚水機場用地の代替えを提供するために依頼されたものです。権利関係は売買です。

なお、譲受人も農業も行っておりまして、農業機械も一式そろえております。

このほか書類関係についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。以上です。

続きまして、番号63について、調査結果を報告いたします。

6月25日9時より、指名調査委員2名と推進委員と譲受人2名と立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、岩間インターチェンジ入口交差点を東へ300メートル行った信号機を左折し、500メートル行った左側です。譲受人の申請事由は、経営規模を拡大するためです。譲渡人の申請事由は、現在耕作していない状態であり、耕作をして畑として活用してくれる人を探していたので、合意に達しました。権利関係は賃貸借です。

なお、畑については、サツマイモ栽培をする予定であります。

なお、農業法人を設立しており、サツマイモ、大豆、サトイモを栽培しております。従業員は3名です。農機具等も一式そろえております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の51から63につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の6について、議席番号7番、16番委員より調査報告願います。

7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号6につきまして、御報告いたします。

6月24日に、指名調査委員2名、申請人、申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。申請場所、地目、申請人は議案書のとおりです。

提出場所は、国道50号線福原交差点から県道309号福原停車場線に入り、竹下バス停手前を右折した右側の場所です。

なお、本件は、先ほど報告しました第3条の申請番号57に隣接した場所です。現状の利用状況は、工事敷地になっております。経過年数は38年を過ぎており、始末書も今回、提出されています。隣接地への影響は、経過年数38年間、苦情もなく、今後も近隣の日照、通風、耐震、耕作等への影響はないと思われます。

関係書類も完備されており、許可相当と思われますので御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7、8について、議席番号4番、11番委員より調査報告願います。

4番。

○4番（石川 馨君） 番号7番、8番につきまして、調査の結果を報告いたします。

7番につきまして、6月24日に、調査委員2名と申請者立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、北関東自動車道友部インターチェンジ入口にあるコンビニエンスストアの裏手であります。申請理由につきましては、資材置場、駐車場とありますが、現状は碎石が敷かれ、7、8年前より利用してきたとのことでありました。これには始末書が添付されておりました。

また、この申請地は、経営する農業用ハウスへの進入路としても利用されており、悪質性が見られないため、許可相当と思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、8番について、結果を報告いたします。

同じく24日に、調査委員2名と申請者立会いの上、調査をしてまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、南小泉地内にあるガソリンスタンドの裏手です。この申請は、穴戸橋の老朽化により橋の架替えをすることになり、新道の用地としてガソリンスタンドの移転をするためであります。現状は、タイヤ、ガスボンベなどの資材置場として利用されておりました。これにも始末書がついておりました。

申請の必要性も認められますので、許可相当と思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の7につきましては、高速自動車国道の出入り口から、おおむね300メートル以内にある農地という理由から、第三種農地と判断されます。

それ以外につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の3について、議席番号17番、18番委員より調査報告願います。

18番。

○18番（田山悦子君） 番号3につきまして、調査の結果を御報告いたします。

6月24日に、指名調査員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、しまむら友部店から西へ100メートルほど進んだところを右折し、60メートルほどの左手になります。申請人の変更事由につきましては、当初、事業者が建売住宅の建築を計画していましたが、資材価格の高騰により、中断によるものでございます。申請地につきましては、勤務地に近い当該地に自己住宅を建て、住みたいということでございます。

なお、本件につきましては、令和4年2月28日付で5条許可を受けており、隣接状況等につきましても、何ら問題が発生するものではないと見てまいりました。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 7、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 49 から 53 について、議席番号 5 番、8 番委員より調査報告願います。

5 番。

○5 番（伊藤孝洋君） 調査番号 49 について、調査結果を報告いたします。

去る 6 月 24 日 8 時 30 分より、指名調査委員と代理人及び譲渡人立会いの上、調査してまいりました。譲渡人と譲受人は親子関係で、娘婿の家を建てるということで父親が立ち会いました。申請地、申請内容については、議案書のとおりであります。

場所は、笠間中学校裏のチェルキオというレストランの北側であります。北側が農地、東側が道路、西側が山林、南が道路です。借り受ける理由としましては、アパート住まいでしたが、手狭になり一戸建てを建てたいということであり、譲渡人については、娘夫婦の頼みなので貸すことにしたということであります。取水は公共水道、雑排水は公共下水道、雨水は敷地内の浸透ということであります。資金計画については、全額借り入れるということであります。付近の農地の影響ですが、非常に高台のところにありまして、日照と通風、騒音等の影響は全くないと思われます。権利関係については、賃貸借ということになります。

以上のことより、許可相当と判断いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、調査番号 50 につきまして、調査結果を御報告いたします。

去る 6 月 24 日 9 時より、指名調査委員と代理人立会いの上、調査してまいりました。譲受人と譲渡人については、全部代理人のほうに一任してあるということで、立会いはありませんでした。また、申請地、申請内容については、議案書のとおりであります。

申請地は、笠間駅近くのセイブストア北側の住宅団地の一角であります。東側が道路、西が水路、南側が荒地。この荒地は渡人の農地となっています。北側が住宅。これは譲受人の住宅となっております。理由としましては、譲受人の理由は、駐車場スペースが狭く子供たちが来ると車を止めるところがないということで、購入するものであります。譲渡人については、現在は全然耕作をしておらず荒地のようになっているので、管理ができず、譲ってほしいという話があったので売却するものであります。

現状は、駐車場ということで、雨水等は敷地内の自然浸透ということであります。資金計画については、自己資金ということであります。権利関係は売買であります。

以上のことから、許可相当と判断されますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、51 番につきまして、調査結果を報告いたします。

同じく6月24日10時より、指名調査委員及び譲受人の代表の方、代理人立会いの下、調査してまいりました。申請地、申請内容は、議案書のとおりであります。

申請地は、J A常陸笠間支店より水戸方面へ500メートルくらいの国道50号線の北側であります。東が道路、南が道路、西側が宅地と畑、北側が雑地となっております。譲受人の理由としましては、現在、婦人服等を製造販売、直販をしております、社員及び来客の方の駐車場が手狭になったために、隣接している土地を購入したいということでありました。譲渡人の理由としては、譲受人の要望に応じて売ることにしたということであります。駐車場なので、取水、排水については特にありません。

なお、調査したときに、若干、申請地の駐車場の土地を整地している途中だったので、申請地内の工事は止めるよう注意しておきました。権利関係については、売買であります。

以上のことから、許可相当と判断いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、52番、53番については関連しておりますので、併せて御報告をさせていただきます。

去る6月24日の9時より、指名調査委員と代理人及び52番の譲渡人の方立会いの下、調査してまいりました。

また、53番の譲渡人については、所有者が両方兄弟ということで、遠方にいるので兄に全部立会いは任せるということであります。申請地、申請内容については、議案書のとおりであります。

場所は、笠間の石本病院の東側100メートルくらいの裏の休耕地で、52、53番と地続きということになっております。譲受人は、太陽光発電施設用地として購入し、発電事業を拡大したいとのことです。また、譲渡人については、休耕地で誰も作ってくれなく、有効利用したい。また、53番の方については、遠方のため耕作できないということで、両方とも売却することにしたということであります。そのほか、農地への影響はありません。太陽光発電施設ですので、除草対策等は、定期的な除草剤を散布するということでありました。権利関係は、売買ということであります。

以上から、許可相当と判断いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の54について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号54につきまして、御報告いたします。

6月24日に、指名調査委員全員、譲受人、申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。申請場所、申請人は議案書のとおりです。

申請場所は、国道50号線を福原交差点から県道309号福原停車場線に入り、竹下バス停手前を右折した右側の場所です。

なお、本件は、先ほど報告しました第3条の申請番号57と隣接した場所です。権利移転は、有償による所有権移転です。

現況の利用状況は、休憩所になっております。平成10年の頃、許可を受けずに建築したため、今回、始末書の提出がされております。隣接地への影響は、申請人の敷地になっており、何ら支障はないと思われまゝす。取水計画はなく、汚水、雑排水は発生しません。雨水等は自然浸透で、特段問題はないと思われまゝす。

関係書類も完備され、許可相当と判断してきまゝした。御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまです。

番号の55から61について、議席番号4番、11番委員より調査報告願ひまゝす。

4番。

○4番（石川 馨君） 55番から58番につきまゝして、報告をいたします。

55番につきまゝして、6月24日に、調査委員2名にて調査をしてまいりました。申請人、申請地、目的等につきまゝしては、議案書に記載のとおりです。

場所は、穴戸にあります清水寺というお寺の裏手であります。申請理由につきまゝしては、現在、祖母と同居をしているが、子供の成長とともに手狭になり、祖母より賃貸借にて申請地を借り受け自己住宅を建築するものであります。現地は、道路沿いに宅地が建ち並ぶ中ほどで、分筆が終わり、草が刈り取られ、きれいに管理されておりました。

隣接状況は、東側住宅、西側住宅、南側道路、北側祖母の畑で影響はありません。取水に関しまゝしては、上水道、排水は公共下水道、雨水は敷地内浸透であります。

許可相当と見まゝすので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、56番を報告いたします。

この申請は、4条の7番に隣接するものであります。物置及び駐車場とするためのものでありますが、7番同様、単管パイプにて物置が建っており、始末書がついておりました。親より使用賃貸借にて借り入れ、7番の追認であります。自宅と隣接するものであり、他に影響を及ぼさないため、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいませ。

次に、57番を報告いたします。

この申請も、4条の8番に隣接するものであります。道路の新設により、ガソリンスタンドの移転先として、売買にて求めるものであります。譲渡人は、高齢になり耕作が大変になってきたため、快く要望に応じるとのことでありました。

関係書類等も完備されており、許可相当であると見てきまゝしたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、58番を報告いたします。

同じく6月24日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者につきまゝし

ては、電話にて確認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、北関東自動車道と国道355号線の旧道の交わるトンネルより東へ50メートル入った辺りです。売買にて太陽光発電事業を行うものであります。20メートルほど離れたところに営農型太陽光発電所があり、問題はないのかなと見てまいりました。

譲渡人は、長年、休耕地として草を刈るだけの土地でありましたが、近年、体調を崩し管理に問題を抱えていたため、今回の申出に快く応じるとのことでありました。

隣接状況は、東側水路、西側道路で、他は栗などの畑であります。作物等に影響はないと見てまいりました。

関係書類も完備されており、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号59から61番について、御報告いたします。

まず、番号59番について、調査の結果を報告いたします。

6月24日、指名調査委員2名、譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。代理人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道30号水戸岩間線随分附十字路の信号を西へ50メートル行き、左折し、道なりに500メートルほど行ったところですが、この申請地は、平成23年12月に農地法5条の許可を受けてある場所ですが、計画どおりに事業ができず、現在に至っているものです。この件については、理由書が添付されております。今回の計画内容が、許可を受けたときと内容が変わっているため、再度申請するものです。

譲受人申請理由は、現在、借家に住んでいるが、希望した戸建て住宅建築の資金のめどがついたため、自己用住宅を建築したい。また、高齢化していく両親の様子を見やすい実家近くの土地を探していたところ、父所有の土地を譲り受けられることになったためです。譲渡人申請理由は、要望に応えるとのことでした。

隣接地の状況は、東、南側水田、西、北側道路。日照、通風に関しては、問題ないものと見てまいりました。取水は市水道、下水、雑排水は浄化槽による敷地内浸透処理、雨水も敷地内浸透処理です。権利関係は使用貸借です。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号60番について、調査の結果を御報告いたします。

6月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。譲受人、譲渡人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道52号石岡城里線と県道16号大洗友部線の交差点を東へ20メートルほど行ったところです。譲受人申請理由は、土木建築業を営んでいるが、事業拡大により、また、工業団地県道バイパス工事により資材置場が必要になったためです。譲渡人申請理由は、要望により賃借するとのことでした。

なお、許可前に資材置場として使用していたため、始末書が添付されております。

隣接地の状況ですが、東側宅地、西側雑種地、南側、北側は道路です。資材置場のため、取水はありません。権利関係は賃貸借です。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

最後に、番号61番について、調査の結果を御報告いたします。

6月24日、指名調査委員2名、代理人、譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。譲受人については、電話にて確認いたしました。申請人、目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、長兎路の二所神社を東へ常磐自動車道を越えて10メートルほど行ったところです。譲受人申請理由は、県道52号石岡城里線のバイパス工事のため買収されるため、代替地として求めるものです。譲渡人は、要請に応えるとのことでした。

隣接地の状況ですが、東側市道、西側市道、畑、南側畑、北側市道です。日照、通風に関しては、問題ないものと見てまいりました。取水は市水道、汚水、雑排水は合併浄化槽による敷地内浸透処理です。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の62、63及び64について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。
17番。

○17番（佐藤清章君） 調査番号62、63、64について報告いたします。

まず、調査番号62について、調査の結果を報告いたします。

6月24日に、指名調査委員2名と譲受人の家族立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道105号友部内原線の泉川デンタルクリニック前信号を北へ400メートルほど入った右側です。譲受人の申請理由は、現在、居住している家が老朽化してきたため、自己住宅を建築したいとしております。譲渡人の理由は、息子の要望に応じるためとしております。権利関係は、親子間の使用貸借です。今回、当地が畑と知らず、通路として使用していたため、始末書が添付されております。

隣接地への影響は、東側が宅地、西側が道路、南側が宅地、北側が畑となっており、隣接地への日照、通風と耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公

共水道、排水については、汚水は農業集落排水、雨水は敷地内浸透処理です。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号63について、調査の結果を報告いたします。

同じく6月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部中央のファッションセンターしまむら友部店から西へ100メートル、右へ60メートル入った左側です。譲受人の申請理由は、勤務地に近い本拠地に自己住宅を建築したいとしております。譲渡人の理由は、要望により譲渡するとしております。権利関係は売買です。

隣接地への影響は、東側が道路、西側、南側が転用許可済みの予定宅地、北側が宅地となっており、隣接地への日照、通風と耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、排水については、汚水は公共下水道、雨水は敷地内浸透処理です。埋立ての計画はありません。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号64について、調査の結果を報告いたします。

同じく6月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部小学校北側交差点の北西側の角地です。譲受人の申請理由は、当初予定していた駐車場の利用台数を上回りつつあるところ、今回、売却の話があったためとしております。譲渡人の理由は、遠方に居住し管理困難であり、買い手を探していたためとしております。権利関係は売買です。

隣接地への影響は、東側、南側が道路、西側が宅地、北側が駐車場となっており、隣接地への日照、通風と、周囲に耕作地はなく、影響はないものと見てまいりました。給水については、駐車場のためありません。排水についても、ありません。雨水は敷地内浸透処理です。埋立ての計画もありません。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の65について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（長谷川 隆君） 番号65について、調査結果を報告します。

6月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線平沢ガソリンスタンドから西に1.5キロメートル、北に200メートルです。譲渡人の申請理由は、耕地の管理が困難であるためということです。譲受人の申請理由は、営農型太陽光発電所施設の下部の柱部分の一時転用ということです。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の66、67について、議席番号14番、15番委員より調査報告、願います。
14番。

○14番（小沼 祐君） 申請番号66について、調査結果を報告いたします。

6月25日9時30分より、指名調査委員2名と、代理人につきましては来られないということで、電話にて現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、笠間市役所岩間支所を東へ1,100メートル行き、土師丁字路の信号機を左折し、400メートルを行ったところを右折し、50メートルの右側です。譲受人の申請事由は、現在アパートに住んでおり、子供の成長とともに手狭になってきたので、戸建て住宅を新築するためです。譲渡人の申請事由は、息子の要望に応えるためです。権利関係は使用賃借です。

隣接状況は、東に宅地、西側宅地、南側畑、北側宅地。取水は公共水道を使い、排水は、汚水、雑排水は公共下水道にて処理し、雨水は敷地内浸透。隣接への日照、通風、耕作への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

続きまして、申請番号67について、調査結果を報告いたします。

6月25日10時より、指名調査委員2名と、代理人も急遽来られなくなってしまったので、電話にて現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355号線バイパス、押辺棚山交差点を東へ行き、農協ガソリンスタンドから200メートルを左折し、30メートルを右折し、150メートルを行ったところを左折し、20メートルの右側です。譲受人の申請事由は、父親とアパートで生活をしており、今後の生活に安定を考えるために自己住宅を計画していたところ、探していた土地が見つかり、上水道も整備されていることから選んだということです。譲渡人の申請事由は、譲受人の事由に賛同し、譲り渡すことにしました。権利関係は売買です。

隣接状況は、東は市道、西側宅地、南側宅地、北側宅地。取水は公共上水道を使用し、排水は、雨水を敷地内に浸透処理。汚水、雑排水については、合併処理浄化槽にて処理後、敷地内の浸透です。隣接地への日照、通風、耕作への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく

御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の65につきましては、農業振興地域内の農用地になります。

番号の59、60、62及び66につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の50、63及び64につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

番号の56につきましては、高速自動車国道の出入り口から、おおむね300メートル以内にある農地という理由から、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の4について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

18番。

○18番（田山悦子君） 番号4につきまして、調査の結果を御報告いたします。

6月24日に、指名調査委員2名と申請人立会いの下、調査をしてまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

この申請は、農地法第2条の農地でないことの証明願となります。

申請地は、泉川デンタルクリニックの交差点を北へ400メートルほど進んだ右手でござい

ます。申請地は、登記簿上の地目は畑となっております。申請地には築53年経過した住宅が建っており、宅地として利用されておりました。非農地の証明を必要とする理由につきましては、地目変更登記のためとしております。

必要書類も添付されており、申請地が非農地であることを確認してまいりましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、14ページから17ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が7件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が5件となります。合計12筆、2万7,631平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書14ページから17ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が3件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が1件となります。合計4筆、1万2,555平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書18ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号（機構・受け手間契約）は原案どおり決定されました。

次に、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、19ページから22ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が9件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が8件となります。合計16筆、7万5,834平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書19ページから22ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第8号（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第8号（一括契約）の番号47についてを審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号（一括契約）の番号47について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号（一括契約）の番号47は原案どおり

決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第8号（一括契約）の番号50について審議いたします。

審議が終了するまでの間、14番小沼 祐委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時46分休憩

午後2時46分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号（一括契約）の番号50について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号（一括契約）の番号50は原案どおり決定されました。

それでは、14番小沼 祐委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第8号（一括契約）の2件を除く7件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第8号（一括契約）の2件を除く7件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第8号（一括契約）の2件を除く7件について、原案どおり決定されました。

議案第9号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第9号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第9号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、23ページになります。

農地利用最適化推進委員の星野 登委員から、令和6年6月10日付で笠間市農業委員会会長に対し辞任届が提出されました。

辞任の理由としましては、一身上の都合により、農地利用最適化推進委員としての職責を十分に果たせなくなるとの思いから、願い出られたものでございます。

推進委員の辞職につきましては、農業委員会等に関する法律第23条において、推進委員は、正当な理由があるときは農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができると規定されており、正当な理由であることから、農業委員会がこの辞任に同意することとしてよろしいか御審議をお願いいたします。

また、農業委員会が星野委員の辞任について同意した場合は、辞任日は本日、令和6年6月28日付となります。

笠間市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条で、農業委員会は、推進委員の辞任により欠員を生じた場合は、必要に応じてこの規則に規定する手続きに基づき後任の推進委員を任命することができるとされております。後任の推進委員につきましては、規則により、28日の推薦及び募集の期間を設ける必要があるため、約2か月半程度かかります。

説明につきましては、以上でございます。

議長、ここで暫時休憩をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時50分休憩

午後2時52分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの事務局の説明について、何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第9号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第9号は同意することに決定されました。

報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（大橋正義君） 申請番号1について、調査の結果を報告します。

6月24日、調査委員2名と笠間市建設課の方2名で現地の調査を行いました。

場所は、北関東自動車道笠間パーキングエリアのすぐ下の田んぼ500ヘクタールです。

申請理由は、笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業に伴う5年間の仮設道路及び盛土などの資材の仮置き場としたいとのことです。特に周辺の影響はなく、問題ないと思います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、26から28ページになります。

番号62は、耕作者変更のため、合意を解約するものです。

番号63は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

27ページになります。

番号64は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号65は、売買のため、合意を解約するものです。

28ページになります。

番号66は、新規貸借権設定のため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第14、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の16について、議席番号2番、10番委員より調査報告をお願いします。

○2番（高野尚夫君） 番号16について、調査の結果を報告いたします。

6月22日午前8時40分より、指名調査委員2名で現地調査をしてまいりました。申請人は、電話にて確認いたしました。届出人、届出地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地の場所は、国道50号線石材団地入り口の信号を西へ2キロメートルほど行った左側にありました。届出事由は段差解消です。届出地は段差があり、水平化し作業効率をよくするということです。作付については、水稻を作付する予定です。この改良によって、水路、農道等は一切手を加えないため、周辺農地へ及ぼす影響はありません。

その他、関係書類も完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和6年第6回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時57分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

2 番 委 員

3 番 委 員